

諮問庁：総務大臣

諮問日：令和2年7月20日（令和2年（行個）諮問第116号）

答申日：令和3年7月15日（令和3年度（行個）答申第50号）

事件名：本人が行った保有個人情報利用停止請求に対する決定に係る決裁文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日Aに受信したメールに添付された〇〇（審査請求人の姓。以下同じ。）様からの行政相談が記載された文書及び〇〇様からの行政相談内容を供覧した文書に係る、特定年月日B付け保有個人情報利用停止請求書一式及び当該請求に対する決定に係る決裁文書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙1に掲げる5文書（以下、順に「文書1」ないし「文書5」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年5月13日付け北海相第67号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、当該電子決裁に添付されている平成17年1月6日総務省訓令第1号行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準の第7の1の（2）の部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付参考資料等は省略する。

（1）審査請求書

許認可等をする場合は、必ず該当する審査基準を添付するから。

行政手続法に基づき、標準処理期間、審査基準を定めている。特定職員Aは特定警察署Aに「当初の利用目的を達成したため」は、審査基準第7の1の（2）3条2項の規定に違反して保有されているときに該当する。と回答している。また、特定職員Aは特定警察署Bに、局長も根拠把握している。と回答している。起案文書にそのことが記載されてい

ないのに、局長が根拠把握しているのは、添付資料（審査基準）を見たからである。

（２）意見書

別紙２のとおり。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 審査請求の経緯

令和２年４月１５日付けで、処分庁に対して、法１２条１項の規定に基づき、下記２の保有個人情報について開示請求があった。これを受けて、処分庁は、同年５月１３日付けで原処分を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、令和２年５月１６日付けで諮問庁に対し行われたものである。

２ 開示請求の概要

（１）本件開示請求の内容は、本件請求保有個人情報について開示を求めるものである。

（２）処分庁は、上記（１）の開示請求に対し、令和２年５月１３日付けで、本件対象保有個人情報を開示対象保有個人情報として特定し、原処分を行った。

３ 審査請求の趣旨等

（１）審査請求の趣旨

「当該電子決裁に添付されている平成１７年１月６日総務省訓令第１号行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準の第７の１の（２）の部分」が開示されていないため、開示してほしい。

（２）審査請求の理由

上記第２の２（１）のとおり。

４ 諮問庁の意見等

（１）諮問庁の意見

審査請求人は、審査請求書において「許認可等をする場合は、必ず該当する審査基準を添付するから」と主張しており、これは、開示された行政文書の特定を争うものと解される。

処分庁に対して、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（平成１７年１月６日総務省訓令第１号。以下、第３において「審査基準」という。）の取扱いについて確認したところ、「審査基準は、利用停止決定等を行う際の基準が示されているものであるが、本件利用停止決定に当たっては、起案文書に「利用停止することとする理由」を記載していることから、決裁文書に審査基準の添付まではしていない。」としている。

また、処分庁は、本件開示請求に対して全部開示としているところ、

処分庁に改めて精査させたが、北海道管区行政評価局総務行政相談部首席行政相談官室が管理する文書管理システム内、執務室内、書棚及び共有ドライブ内を探索したものの、本件文書の他に本件開示請求に係る行政文書は無いとしている。

なお、審査請求人が主張する、同局職員による特定警察署 A 及び特定警察署 B に対する回答としていることについて、処分庁に確認したところ、事実ではないとのことであった。

したがって、審査請求人が主張する文書が存在することを裏付ける事実はない。

(2) 結論

以上を踏まえれば、処分庁において、本件対象保有個人情報のほかに本件開示請求に係る保有個人情報の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、原処分を維持することが適当であると考える。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 2 年 7 月 2 0 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 8 月 3 1 日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和 3 年 6 月 1 1 日 審議
- ⑤ 同年 7 月 9 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、文書 1 ないし文書 5（本件文書）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、「当該電子決裁に添付されている平成 1 7 年 1 月 6 日総務省訓令第 1 号行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準の第 7 の 1 の（2）の部分」の開示を求めると主張しているが、審査請求書及び意見書（上記第 2 の 2）によれば、下記 2（2）イのとおり対象保有個人情報の特定を争うものと解されるところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 諮問庁の説明

上記第 3 の 4 のとおり。

(2) 検討

ア 当審査会において、諮問書に添付された本件文書（写し）を確認したところによれば、本件文書は、①特定年月日Bに審査請求人が北海道管区行政評価局に提出した保有個人情報利用停止請求書及び添付された参考資料（文書1）、②当該保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）に係る同局の電子決裁の起案用紙（文書2）、③当該電子決裁に添付された決定通知案（文書3）、④当該電子決裁に添付された①の写し（文書4）並びに⑤当該電子決裁後に出力、印刷した起案用紙（文書5）であると認められる。

イ 審査請求人は、審査請求書及び意見書（上記第2の2）によれば、起案文書にそのこと（根拠）が記載されていないのに、局長が根拠を把握しているのは、添付資料（審査基準）を見たからであるなどと主張し、当該電子決裁に添付されている行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（平成17年1月6日総務省訓令第1号。以下「総務省本省審査基準」という。）の開示を求め、本件対象保有個人情報の特定を争っているものと解される。

ウ 上記イの点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

処分庁では、審査請求人の主張する総務省本省審査基準とは別に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（平成17年3月24日北海総第84号。以下「北海道管区審査基準」という。）を定めている。

通常、起案文書には北海道管区審査基準は添付せず、北海道管内の全職員が閲覧可能な共有フォルダに北海道管区審査基準を格納しており、開示請求者からの各種の開示請求、利用停止請求等に際し、決裁に関与する職員等は、必要の都度、上記共有フォルダ内の北海道管区審査基準を適宜確認しながら決裁等を行っている。なお、総務省本省審査基準についても、北海道管区審査基準と同様に北海道管内の全職員が閲覧可能な共有フォルダに格納している。

エ 諮問庁から、上記共有フォルダ内の総務省本省審査基準及び北海道管区審査基準の格納状況が分かる資料の提示を受け、当審査会において確認したところによれば、上記諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

その他、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していることをうかがわせる事情も認められない。

オ 上記第3の4（1）の本件対象保有個人情報の探索の範囲等について、特段の問題があるものとは認められない。

カ 以上によれば、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人

情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙 1（本件対象保有個人情報記録された文書）

- 文書 1 保有個人情報利用停止請求書（特定年月日 B 付け）及び参考資料
- 文書 2 保有個人情報の利用停止をする旨の決定に係る電子決裁の起案用紙
- 文書 3 当該電子決裁に添付されている保有個人情報の利用停止をする旨の決定通知案
- 文書 4 当該電子決裁に添付されている保有個人情報利用停止請求書（特定年月日 B 付け）及び参考資料
- 文書 5 当該電子決裁後に出力、印刷した起案用紙

別紙 2（意見書）

- 総務省理由説明書（本文第 3 を指す。）
起案文書に「利用停止することとする理由：当初の利用目的を達成したため」を記載していることから、決裁文書に審査基準の添付まではしていない。

- 反論 「当初の利用目的を達成したため」では審査基準のどれにも該当しない。

- ・ 許認可等をする場合は、必ず該当する審査基準に基づき許認可等をする。
行政手続法に基づき、標準処理期間、審査基準を定めている。特定職員 A は特定警察署 A 特定職員 B に「当初の利用目的を達成したため」は、「審査基準第 7 の 1 の（2）3 条 2 項の規定に違反して保有されているとき」に該当する。と回答している。また、特定職員 A は特定警察署 B 特定職員 C に、「局長についても根拠は把握している。」と回答している。起案文書に根拠が記載されていないのに、局長が根拠を把握しているのは、添付資料（審査基準）を見たからである。

- ・ 根拠法令を相談対応票に添付する事例 別紙のとおり
相談対応票特定番号 A <添付資料> 申出文. pdf 司法書士法. doc
x

<特定職員 D の上記に関する説明>

相談対応票に申出文を添付しないが、札幌法務局のメールアドレスが記載されていたため、特別に添付資料とした。また、根拠法令は、必ず添付することとしている。

相談対応票特定番号 B、特定番号 C では、申出文は、添付資料としていないので、開示対象ではない。開示してほしいければ、再度開示請求する必要がある。今回は、特別に、「特定委員に渡した要望書の添付資料」と「申出文メール」を情報提供する。

- ・ 相談対応票特定番号 D では、札幌法務局のメールアドレスが記載されてい

る申出文が添付資料ではないとして、特定職員Dは非開示とした。しかし、審査請求の結果、大臣裁決で開示相当となり追加開示された。

これに伴い、特定職員Dの過去の説明は嘘であることが分かり、行政相談週間用処理票、申出文書メール、行政相談内容を供覧した文書、が追加開示された。

相談対応票特定番号Eでは、添付資料ではなく別途保管されていた「行政苦情110番メール」「札幌法務局への通知文」「電話メモ」など関係資料がすべて開示された。

- ・電子決裁にも根拠法令が添付される。

上記のように、相談対応票には、根拠法令を添付することとなっている。

同様に、当該電子決裁には、根拠法令「平成17年1月6日総務省訓令第1号行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」が添付されている。

○ 総務省訓令第1号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

平成17年1月6日

総務大臣 麻生太郎

第7 利用停止決定の審査基準

1 利用停止をする旨の決定（39条1項）は、請求に係る保有個人情報が次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行うものとする。

（1）適法に取得されたものでないとき

「適法に取得されたものでないとき」とは、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

（2）3条2項の規定に違反して保有されているとき

「3条2項の規定に違反して保有されているとき」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。なお、3条3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

（3）8条1項及び2項の規定に違反して利用されているとき

「8条1項及び2項の規定に違反して利用されているとき」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

（4）8条1項及び2項の規定に違反して提供されているとき

「8条1項及び2項の規定に違反して提供されているとき」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

なお、利用停止は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、利用停止請求に係る個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的以外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該個人情報を消去するまでの必要はない。